

【第4節】薬事

1. 医薬品等の供給と安全性の確保

現状と課題

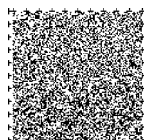
- 医薬品は、疾病の予防や治療に必要不可欠である反面、副作用をもたらす側面をもっているため、安全性・有効性・品質の確保が強く求められます。
そのため、不良医薬品の排除はもとより、医薬品の副作用、不適正使用などによる健康被害を未然に防ぎ、医薬品の品質・有効性・安全性を確保することが、県民の健康維持増進にとって重要です。
- 県民の「健康志向」が高まるなかで、医薬品はもとより医薬品的な効果を期待するサプリメント類に対する関心も年々高まっています。
そのため、医薬品についての正しい知識の普及はもちろん、無承認無許可医薬品^{※1}、指定薬物^{※2}、不良医薬品及び偽造医薬品の流通防止、医薬品による副作用被害の防止、麻薬・向精神薬等の不正流通防止を図る必要があります。
- 平成26年6月から、一般用医薬品^{※3}の販売ルールが見直され、適切なルールの下でのインターネット販売が可能となっています。このため、店舗と同様に一般用医薬品を安全かつ効果的に利用できるよう、インターネット販売に対しても薬事監視を行う必要があります。

〔 薬局等薬事監視の推移 〕

年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
監視率(%)	29.1	29.2	32.1	41.3	40.0
許可届出施設数	5,005	5,021	5,012	4,108	4,376

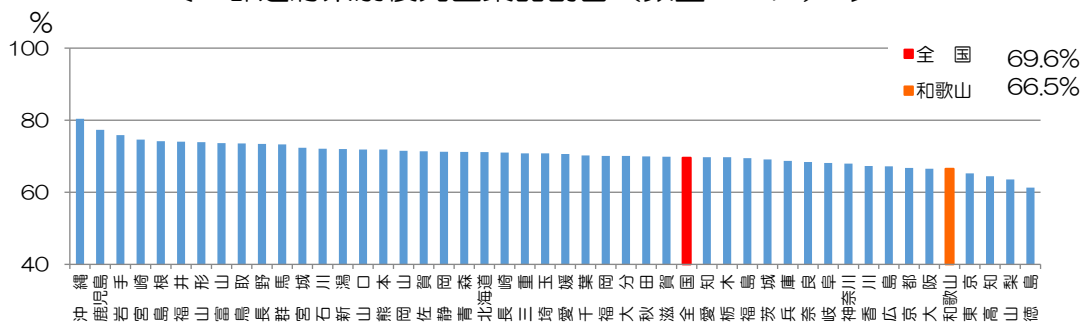
厚生労働省「衛生行政報告例」

- 医薬品製造業者等は、適正な製造管理や品質管理のための基準であるGMP^{※4}やGQP^{※5}、製造販売後安全管理の基準であるGVP^{※6}を遵守することにより、安全で高品質な医薬品の供給を確保する必要があります。
- 医薬品を適正に使用し、その安全性・有効性を確保するためには、副作用情報など医薬品情報の果たす役割は重要であり、正しい知識の普及が求められています。
- 「お薬手帳」は、患者自らが医薬品等の服用状況を把握できるほか、医師や薬剤師が患者の服用歴を簡単に確認でき、副作用の防止や重複投与の回避につながることから、お薬手帳の一冊化・電子化や一層の利用促進が求められています。
- 本県の後発医薬品（ジェネリック医薬品）^{※7}の使用状況は、国のデータによると、平成29年9月数量ベースで約67%と全国平均を下回っていますが、伸び幅は全国平均より大きくなっています。後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、



患者の経済的な負担の軽減及び医療保険財政の改善に寄与するものの、品質等に不安を抱く医療関係者、県民も多いことから、適正使用を促進するためには、県民等に正しい情報を提供することが必要です。

〔 都道府県別後発医薬品割合（数量ベース） 〕

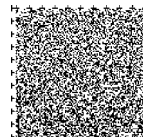


厚生労働省「最近の調剤医療費の動向」

- 薬局における調剤業務が年々増加しており、患者本位の医薬分業をめざし、患者が薬局利用のメリットを実感できるよう、調剤用医薬品の備蓄や夜間休日における調剤応需、緊急連絡・相談受付体制の整備を図る必要があります。
- 高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増えていることから、在宅医療における医薬品・医療機器並びに介護用品などの提供について、効率的な対応を図ることが必要です。また、多剤服用（ポリファーマシー）^{※8}による副作用の防止や残薬の解消など、在宅医療において医薬品が適正に使用されるよう、薬剤師が在宅患者に対し服薬指導を行うとともに、麻薬・向精神薬の円滑かつ適正な使用の推進を図る必要があります。
- 在宅医療及び入院から在宅療養への円滑な移行を推進するため、薬局と病院・診療所や訪問介護ステーション等との連携できる体制を整備する必要があります。
- 新型インフルエンザ発生時に即応するため、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するとともに、その供給体制を確立しています。
- 東南海・南海地震等の大規模災害の発生が危惧されるなかで、災害時に即応するため、医薬品の確保と供給体制の推進を図る必要があります。また、救護所やモバイルファーマシー^{※9}での調剤業務や、避難所の公衆衛生対策支援等のため、薬剤師チームを派遣する体制及び県外薬剤師チームを受け入れる体制の整備も必要です。

【課題項目】

- ① 薬事監視指導の充実
- ② 薬事衛生思想の普及啓発
- ③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進
- ④ 在宅医療における医薬品の供給体制の整備



- ⑤ 麻薬・向精神薬等の適正管理の推進
- ⑥ 災害時等における医薬品等の確保と供給体制の推進

施策の方向

(1) 薬事監視指導の充実

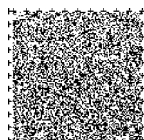
- 薬局、医薬品販売業者等に対する効率的な監視指導を行い、法令遵守事項の徹底を指導するとともに、医薬品等安全情報の収集・提供の充実を図ります。
また、店舗に対する監視のみではなく、インターネット販売に対する監視指導も実施します。
- 医薬品等製造販売業者に対し、医薬品等の品質管理と製造販売後安全管理の基準であるGQP及びGVPに関する監視指導を実施します。
また、医薬品等製造業者に対しては、組織的な隠蔽等を防止する観点から、無通告で調査を行い、より高度なGMPに関する指導を実施します。
- 無承認無許可医薬品・指定薬物に関する広告の監視指導及び検査の充実を図ります。

(2) 薬事衛生思想の普及啓発

- 薬業関係団体の協力のもと、「薬と健康の週間」等の各種行事における啓発や、講習などを実施し、県民に対して医薬品等に関する正しい知識の普及を図ります。
- 「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進することにより、「お薬手帳」等を活用した服薬情報の一元的把握や、多剤服用（ポリファーマシー）による副作用の発生防止等、適正な薬剤管理、安全使用を図ります。
- 新医薬品の開発や医学、薬学の進歩に伴い、医薬品などに関する情報は年々増加するとともに、その内容も複雑多様化していることから、県薬剤師会と連携し、県民及び医療関係者に対して迅速かつ正確な情報の提供に努めます。
- 病院等に従事する薬剤師が、その職能を活かし、臨床薬剤師としての業務と施設内の医薬品の安全管理に積極的に参画するよう必要な情報提供に努めます。
- 薬局内での医薬品の安全管理体制を構築するため、管理マニュアルの整備及び従業員への意識づけを指導します。さらに、医薬品の事故を未然に防止するため、ヒヤリハット事例の収集と、収集事例による分析、これによる業務改善を指導します。

(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において後発医薬

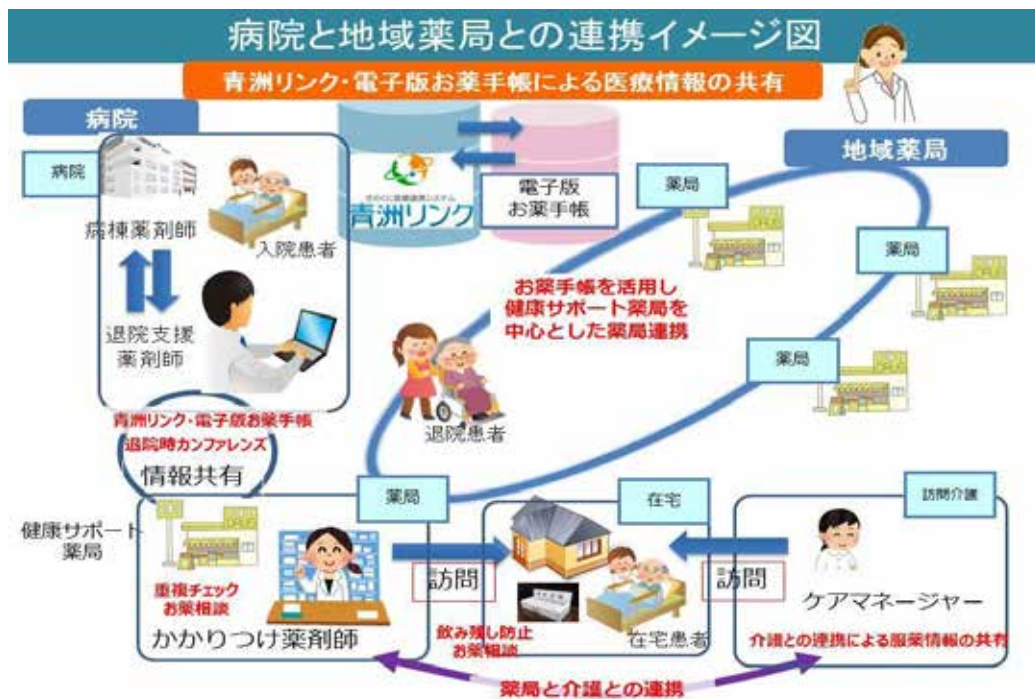


品に係る数量シェアの目標値が、2020（平成32）年9月までに使用割合を80%とされたことから、関係団体等と連携しながら、県民及び医療関係者に対して後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する正しい情報を広く普及啓発することにより、県民及び医療関係者の信頼確保に努め、積極的に使用促進に繋げていきます。

（4）在宅医療における医薬品の供給体制の整備

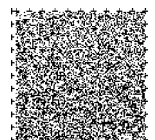
- 在宅患者が安心して服用できるよう、薬剤師による十分な服薬指導及び麻薬・向精神薬の円滑かつ適正な使用体制を整備します。また、在宅医療を推進するために、クリーンルームもしくはクリーンベンチを用いた無菌調剤の知識及び技術向上のための支援を行います。
- 地域包括ケアシステム構築の実現に向け、健康サポート薬局を充実し、薬局の薬剤師と病院・診療所や訪問看護ステーション等の医療従事者の多職種連携や、薬局薬剤師と病院薬剤師との薬薬連携の体制整備に必要な取組を実施します。

〔 青洲リンク・電子版お薬手帳による医療情報の共有と多職種連携 〕



（5）麻薬・向精神薬等の適正管理の推進

- 麻薬等を取り扱う病院・診療所・薬局等に立入検査を行い、適正な管理を指導します。
- 病院・診療所・薬局等に勤務する医師・薬剤師等を対象とした麻薬及び向精神薬・覚醒剤・覚醒剤原料の取扱いに関する講習会を開催します。



(6) 災害時等における医薬品等の確保と供給体制の推進

- 災害時における医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、血液製剤等の確保・供給及び薬剤師の派遣については、協定に基づき関係機関に対し協力を求めるとともに、協定内容を踏まえた災害訓練を定期的に行うこと等により、災害時に即応できる体制の更なる推進を図ります。
- 県外から支援に来たチームを含め、薬剤師チームが組織的・効果的に活動するためには、本部及び各地域において中心的な役割を担う薬剤師が不可欠であることから、それを担う人材の育成を進めます。

数値目標

(1) 薬事監視指導の充実

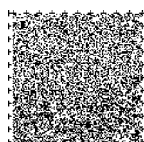
項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
薬局、医薬品販売業者等の監視率	41.5% (2016年度)	42.5%	全国平均監視率より低い卸売販売業、配置販売業、特例販売業、再生医療等製品販売業の監視率を、全国平均監視率に引き上げる
医薬品等製造販売業者の監視率	16.7% (2016年度)	30.0%	許可期間(5年)内に1回行う
医薬品等製造業者に対する監視率(GMP調査)	78.9% (2016年度)	100%	

(2) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
後発医薬品の使用割合	65.0% (2016年度)	80%	厚生労働省の数値目標とする

(3) 麻薬・向精神薬等の適正管理の推進

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
適正管理の推進のための講習会の開催回数	年5回 (2016年度)	年9回	各保健所において、年1回以上の講習会を実施し、適正使用を周知する



(4) 災害時等における医薬品等の確保と供給体制の推進

項目	現状	目標（2023年度）	設定の考え方
関係団体との災害訓練開催回数	年7回 (2017年度)	年9回	県、各保健所が主体となって実施
薬剤師チームの中心的な役割を担う人材の養成数	0名 (2017年度)	50名	各地域及び本部に、平均5名の設置を図る

■用語の説明

※1 無承認無許可医薬品

医薬品医療機器法に基づき厚生労働大臣の承認若しくは許可を受けずに輸入・製造された医薬品で、医薬品成分を含有しない偽薬若しくは効能効果を標榜したサプリメント等も含む。

※2 指定薬物

麻薬等と類似の有害作用（幻覚、中枢神経抑制、興奮作用等）が疑われるものの、現段階で麻薬指定には至らない薬物で、医薬品医療機器法で指定された薬物 2,361 種類（平成29年10月末現在）。

※3 一般用医薬品

薬局及びドラッグストア（医薬品販売業者）で市販されている医薬品のうち、要指導医薬品（医療用医薬品の成分を使用した医薬品（市販後概ね3年間）及び劇薬）を除いた医薬品。副作用のリスクにより、第一類、第二類及び第三類に分類される。



※4 GMP (Good Manufacturing Practice)

製造業者が医薬品等を製造するための製造管理及び品質管理の基準。原料の受け入れから最終製品の出荷に至るまでの製造工程全般を組織的に管理するための品質保証体制の確立に必要な要件が規定されている。

※5 GQP (Good Quality Practice)

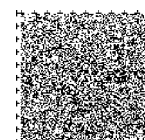
製造販売業者が医薬品等を製造販売するための品質管理の基準。製造販売業者が市場出荷した医薬品等についてその品質を保証し責任を負うための要件が規定されている。

※6 GVP (Good Vigilance Practice)

製造販売業者における医薬品等の製造販売後における安全管理の基準。医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報並びに適正使用するために必要な情報を収集・分析し、さらにその結果に基づき必要な措置を適正に講ずるための方法等が規定されている。

※7 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に発売される、同じ有効成分をもつ比較的廉価な薬のこと。先発医薬品と同等の有効性などについて審査されており、品質を確保するため、溶出試験に基づく再評価などが実施されている。



■用語の説明

※8 多剤服用（ポリファーマシー）

1人の患者が一度に服用する薬の種類が多くなっている状況を指す。特に高齢者においては、複数の疾患を有していることから複数医療機関の受診が増え、服用する薬剤数が多くなる傾向があり、有害事象の頻度が高くなることが懸念されている。

※9 モバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

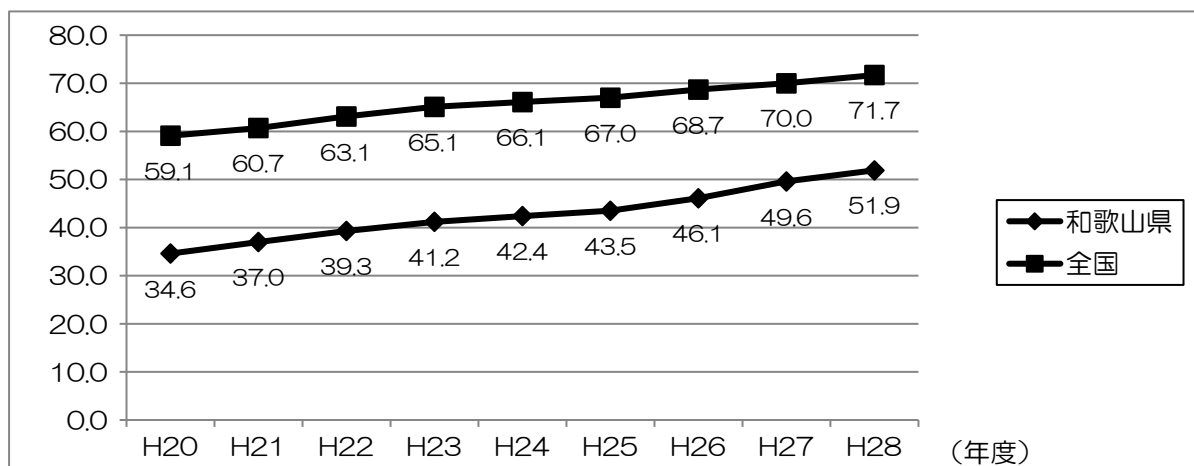
大規模災害被災地で、散剤（粉薬）や水剤なども含め、災害処方箋に基づく調剤を行うほか、被災地の情報を収集し、対策本部と地域薬剤師双方の伝達情報発信・伝達基地としての役割も担う車両であり、一般社団法人和歌山県薬剤師会が所有している。

2. 医薬分業の推進

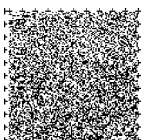
現状と課題

- 医薬分業とは、医師・歯科医師が診断と治療を行い、薬剤師が、医師・歯科医師の処方せんに基づいて調剤や医薬品の薬効・副作用・用法等についての情報提供を患者に行うもので、医師・歯科医師と薬剤師が各々の専門分野で業務を分担しながら相互に連携し、医薬品等を適正使用するためのシステムです。
- 平成27年に、厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン^{*1}」で示された薬局再編の道筋に沿って、地域包括ケアシステムの中で「かかりつけ薬剤師・薬局」が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たせるように、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に向けて、取組を進める必要があります。
- 本県の薬局の処方せん受取率は、平成28年度で51.9%であり、全国平均71.7%に比較して低いですが、その差は僅かながら縮小しています。
また、県内保健医療圏での格差が大きいため、低い地域における医薬分業の一層の推進が必要です。

〔 処方せん受取率の推移（全国との比較） 〕



(日本薬剤師会調)



〔 平成 28 年度の各圏域別処方せん受取率 〕

和歌山圏域	那賀圏域	橋本圏域	有田圏域	御坊圏域	田辺圏域	新宮圏域
52.9	56.6	59.6	33.6	35.0	57.4	57.7

(県業務課調)

- 近年は、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、複数の診療科を受診することによる医薬品の併用や長期投与の増加により、医薬品の適正使用が一層重要になり、在宅医療への参画など、地域に密着した「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成することが必要です。
- 平成 28 年 10 月 1 日から、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加え、健康サポート機能を備えた薬局について、「健康サポート薬局^{※2}」と表示できる制度が始まり、今後は、医薬品に関するだけでなく、地域住民の健康づくりに寄与できる薬剤師及び薬局の育成が必要となります。

〔 平成 28 年度末の各圏域別薬局数及び麻薬小売業者数 〕

上段：薬局数 下段：麻薬小売業者数

和歌山圏域	那賀圏域	橋本圏域	有田圏域	御坊圏域	田辺圏域	新宮圏域	全県
227	49	49	31	27	68	36	487
184	34	41	28	26	59	31	403

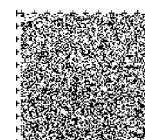
(県業務課調)

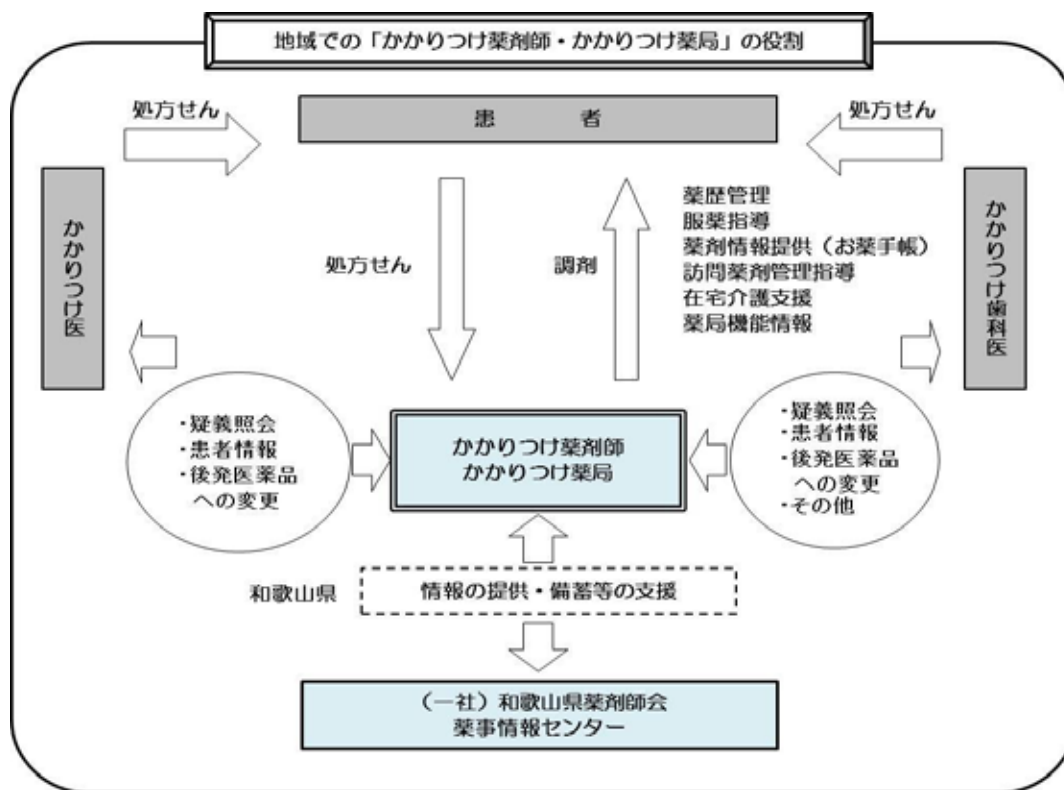
〔 平成 28 年度末の各圏域別人口 1,000 人当たりの薬局数 〕

和歌山圏域	那賀圏域	橋本圏域	有田圏域	御坊圏域	田辺圏域	新宮圏域	全県
0.53	0.42	0.55	0.41	0.42	0.52	0.52	0.50

(県業務課調)

- 地域包括ケアシステムの構築を推進するためにも、次の点を重点項目とし、適正な医薬分業を推進する必要があります。
 - ① 院外処方せん応需体制の充実
 - ② 医師、歯科医師、薬剤師等の多職種連携強化
 - ③ 在宅医療への参画など、地域に密着した「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及、患者・県民が適切に薬局を選択できる薬局機能情報の充実
 - ④ 薬剤師の安定的な確保
 - ⑤ 医薬品安全管理マニュアルによる調剤過誤防止施策の充実
 - ⑥ 県民の理解を得るための計画的な啓発





【課題項目】

- ① 医薬分業の更なる推進
- ② 「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及啓発及び「健康サポート薬局」の推進
- ③ 在宅医療に参画する薬局の充実

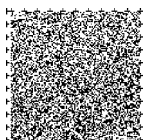
施策の方向

(1) 医薬分業の更なる推進

- 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者が、患者情報を共有するため、医薬品安全安心使用懇話会の開催やお薬手帳を活用するなど連携を緊密にしなが、患者本位の視点に立った医薬分業の推進を図ります。
- 県内の医療機関や関係団体及び県民に対し、医薬分業の意義やメリット等の積極的な普及啓発を行い、理解を促進します。
- 学校薬剤師を中心に、県、市町村教育委員会や一般社団法人和歌山県薬剤師会の協力を得ながら、高等学校・中学校における保健教育の中で、医薬分業の趣旨や医薬品の適正使用、薬物乱用防止等についての理解を得るように啓発します。

(2) 「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及啓発及び「健康サポート薬局」の推進

- 一般社団法人和歌山県薬剤師会と連携し、薬局の施設整備並びに薬局薬剤師



の調剤業務、在宅医療への参画の支援など、地域医療に即応できる「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成を図ります。

- 各地域で実施する健康まつりなどのイベントを通じて、「かかりつけ薬剤師・薬局」普及のための啓発を行います。
- 薬の相談会の開催や禁煙相談の実施など、健康サポート薬局の取組を推進するとともに、うっかりドーピングの防止など地域に貢献できる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成します。

(3) 在宅医療に参画する薬局の充実

- 地域の実情、医療機関の形態を考慮し、地域の薬局間の連携強化及び夜間休日体制の整備を支援することにより、院外処方せん応需体制を充実します。さらに、今後介護を必要とする人や在宅・療養を必要とする人の増加が予測されるため、在宅医療に対応できる薬局の充実を図ります。
- 在宅医療に取組む薬局を増やすとともに、在宅医療の普及と質の向上を図るため、在宅医療支援薬局の普及を行います。

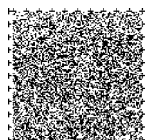
数値目標

(1) 医薬分業の更なる推進

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
処方せん受取率	51.9% (2016年度) (全国平均 71.7%)	70%	直近3年の県内の伸び率及び2016年度全国平均値

(2) 「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及啓発及び「健康サポート薬局」の推進

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
かかりつけ薬剤師・薬局を決めている者の割合	40.6% (2017年度)	70%	【県民意識調査】「決めようと思っている」者を「決めている」に
健康サポート薬局届出薬局数	19 (2016年度)	80	和歌山市内中学校区に1薬局、和歌山市以外の市町村は市町村当たり2薬局



(3) 在宅医療に参画する薬局の充実

項目	現状	目標 (2023 年度)	設定の考え方
在宅医療支援薬局数	120 (2017 年度)	180	2025 年度 200 件 (県長期総合計画目標)

■用語の説明

※1 患者のための薬局ビジョン

患者が医薬分業のメリットを実感できるよう、患者本位の医薬分業実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になる 2025（平成 37）年、更に 10 年後の 2035（平成 47）年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示するものであり、平成 27 年に厚生労働省が策定した。

※2 健康サポート薬局

かかりつけ薬局としての機能に加え、健康サポート機能として、地域住民に役立つ健康情報等の発信や健康相談窓口・相談対応機能の他、地域住民のニーズに応える医薬品・衛生用品の供給機能がある。

3. 血液の確保

現状と課題

- 血液製剤は人工的に製造できず、かつ、多くの血液製剤は使用期限が短いことから、医療に必要な血液製剤を安定的に供給するために、年間を通じて献血者を確保するとともに、医療機関での血液製剤の適正使用を推進する必要があります。
- 特に、10 代から 30 代の若年層の献血率が全国的に見ても低い傾向にあることから、県民に献血の重要性について、一層の理解と協力を得られるよう、若年層を中心に、献血の普及啓発活動をより積極的に推進することが重要です。

〔 年齢階層別献血率の推移（若年層） 〕

（単位：％）

	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県
16～19 歳	4.9	4.5	5.1	5.1	4.6	4.8	4.3	4.8	4.2	5.0
20～29 歳	7.5	6.8	7.1	6.8	6.5	6.4	6.2	6.2	6.0	5.7
30～39 歳	7.1	8.8	6.6	7.9	6.1	7.3	5.8	7.0	5.6	6.6
全年齢層	6.0	6.8	5.8	6.7	5.6	6.5	5.6	6.5	5.5	6.3

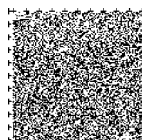
（県薬務課調）

〔 年度別血液供給状況 〕

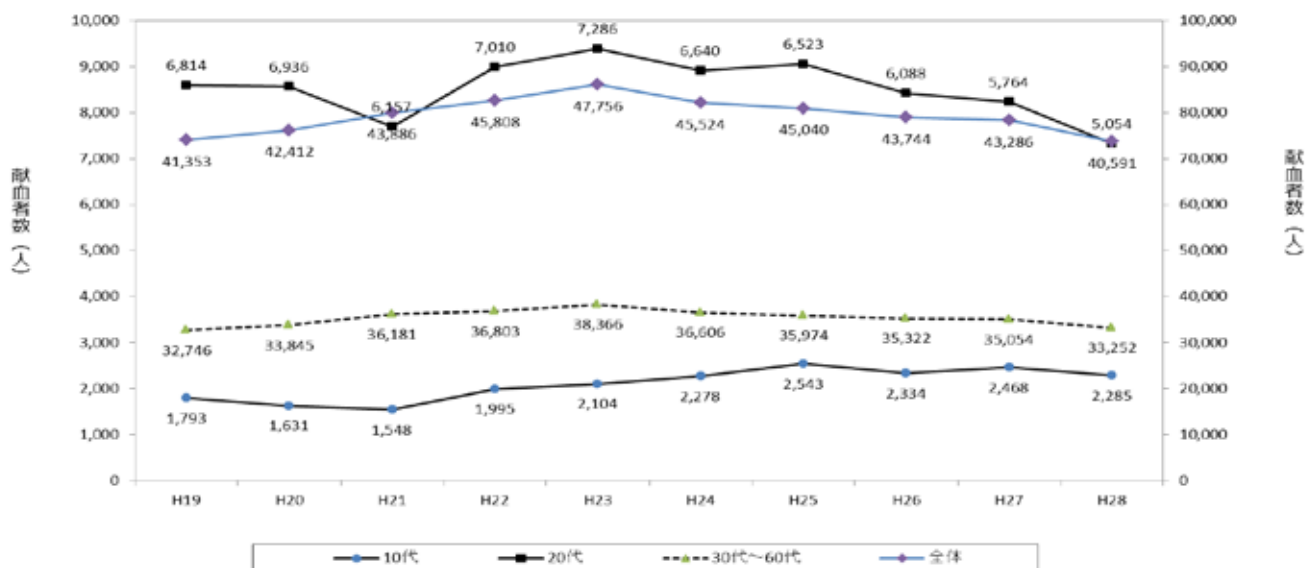
（単位：単位 [200ml 換算]）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
供給数	148,818	146,831	148,158	144,618	152,986

（県薬務課調）



〔 年代別献血者数の推移 〕



- 平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、国内で使用される血液製剤は、国内の献血血液による確保を基本とする旨規定され、血液事業に関わる関係者の責務の明確化や都道府県における献血推進計画の策定が義務付けられました。県においても、毎年「和歌山県献血推進計画」を策定し、年間の献血目標を設定、市町村、血液センター等と協力・連携し、県内で必要とされる血液製剤は県民の献血で確保することを目標に、安全で安定した血液の受給体制の確立に努めています。

〔 本県の献血者数の推移 〕

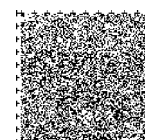
(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
200mL 献血者数	2,880	2,735	2,408	1,596	1,386
400mL 献血者数	32,128	32,223	32,019	32,616	30,140
成分献血者数	10,516	10,082	9,317	9,074	9,065
〈計〉献血者数	45,524	45,040	43,744	43,286	40,591
献血目標者数	46,300	47,300	45,930	44,530	43,079
目標達成率(%)	98.3	95.2	95.2	97.2	94.2

(県薬務課調)

【課題項目】

- ① 若年層献血の普及・啓発
- ② 複数回献血の推進
- ③ 血液製剤の適正使用の推進



施策の方向

(1) 若年層献血の普及・啓発

- 少子・高齢化の進展により、献血可能な人口が減少することから、次代の献血協力者を確保するため、高校生献血学習等で、高校生等の若年層を中心とした献血思想の普及・啓発活動を推進します。

(2) 複数回献血の推進

- 安定した血液製剤を確保するため、より多くの方が複数回献血（年に2回以上献血）できるよう、和歌山県赤十字血液センターと連携して複数回献血を促進します。

(3) 血液製剤の適正使用の推進

- 「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」に基づき、医療機関における血液製剤の適正使用を推進するため、輸血療法をおこなう医療機関を対象とした血液製剤使用適正化推進講演会や輸血療法に係るアンケート調査等を実施し、血液製剤の適正使用の推進に努めます。

数値目標

(1) 若年層献血の普及・啓発

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
10代の献血率	5.8% (2016年度)	7.0%	国の献血推進計画中期目標 ^{※1} の維持
20代の献血率	5.5% (2016年度)	8.1%	国の献血推進計画中期目標 ^{※1} の維持
30代の献血率	6.4% (2016年度)	7.6%	国の献血推進計画中期目標 ^{※1} の維持
献血学習を実施する高等学校数	5校 (2016年度)	20校	県内高等学校の1/3を目標

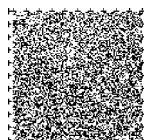
(2) 複数回献血の推進

項目	現状	目標(2023年度)	設定の考え方
複数回献血者数	7,544人 (2016年度)	9,544人	国の献血推進計画中期目標 ^{※1} の1/100増加させる

■用語の説明

※1 献血推進計画中期目標 ～献血推進2020～

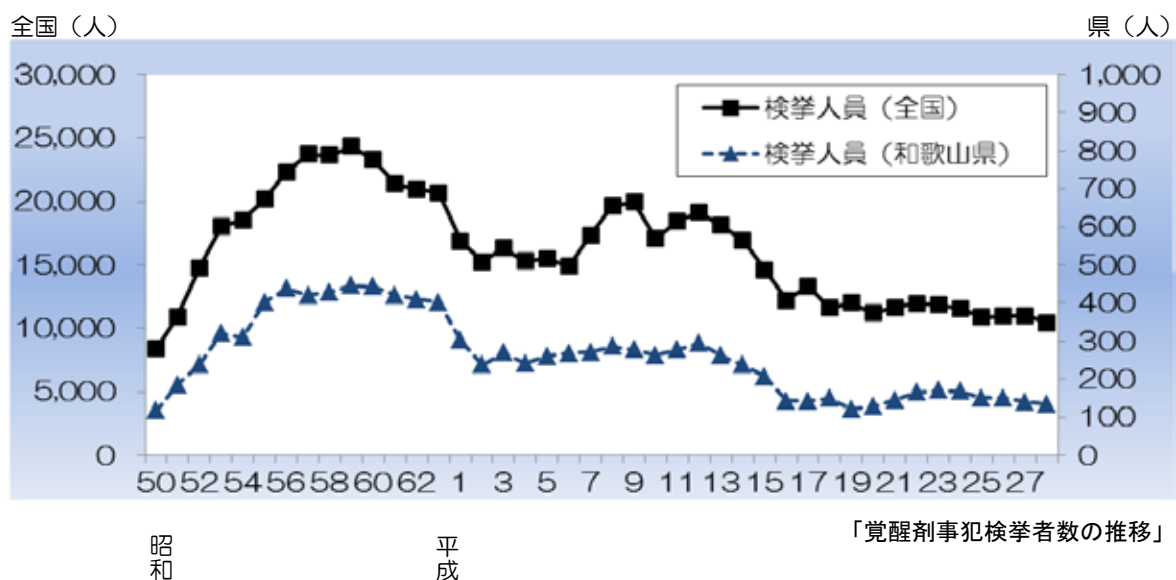
将来の血液の安定供給体制を確保するため、厚生労働省が新たに2015（平成27）年度から2020（平成32）年度までの6年間の中期目標を設定したものを。



4. 薬物乱用の防止

現状と課題

- 1万人以上の覚醒剤検挙者数が続く我が国にあって、本県の覚醒剤検挙者数は、例年100人以上にのぼり、検挙率（人口10万人あたりの検挙者数）も例年全国上位で、厳しい状況が続いています。
- 近年では、危険ドラッグ^{*1}の流行に続き大麻の使用が増えてきており、特に青少年がこれらの薬物を何の抵抗もなく乱用する傾向が見られます。新たな乱用者を作り出さないためにも、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」^{*2}に基づく危険ドラッグの取締を継続するとともに、青少年が薬物に関する正しい知識を持つために、小学校、中学校、高等学校において、教育段階に応じた薬物乱用防止教室の実施が必要です。
- 薬物事犯は、薬物の持つ依存性のため再犯率が高く、覚醒剤事犯については全国が約65%に対し、本県では約75%となっています。再乱用を防止するため、関係機関が連携し、薬物依存症者やその家族への支援などの対策が急務となっています。

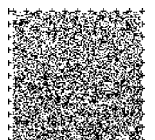


年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
順位	6位	6位	4位	4位	2位	2位	2位	2位	4位	5位

「和歌山県の覚醒剤事犯検挙率の全国順位」

【課題項目】

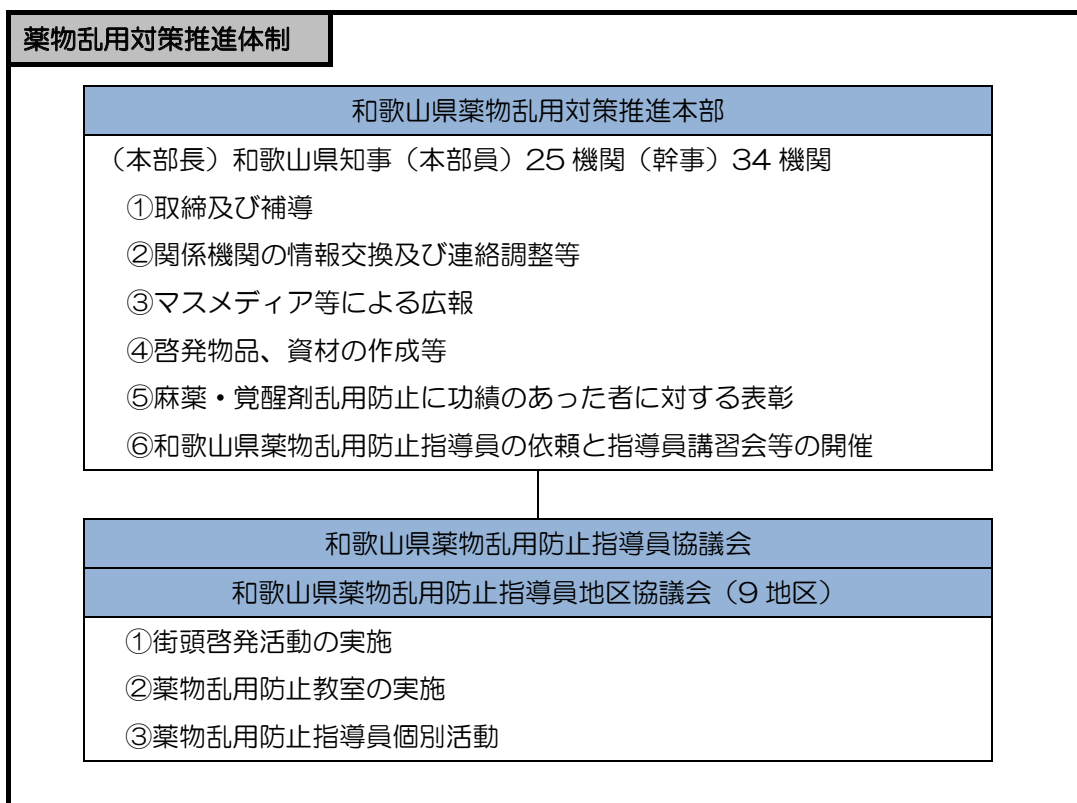
- ① 薬物の乱用を許さない環境づくり
- ② 再乱用防止対策の充実



施策の方向

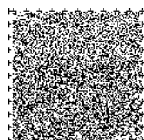
(1) 薬物の乱用を許さない環境づくり

- 薬物乱用を防止するため、和歌山県薬物乱用対策推進本部を中心に、関係機関と連携を密にし、予防啓発及び取締等総合的な施策を講じます。
- 「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」により、新たな危険ドラッグ等が摂取目的で流通することを規制し、摂取することで生じる事故を無くします。
- 和歌山県薬物乱用防止指導員^{※3}協議会活動を通じ、指導員地区協議会、市町村、教育機関並びに取締機関が一体となって、薬物乱用防止教室、街頭啓発、各種イベント等における地域に密着した啓発活動を展開し、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。



(2) 再乱用防止対策の充実

- 保健所、薬務課、その他関係機関に開設している電話やメールによる相談窓口の周知を図るとともに、薬物依存者やその家族等、薬物の乱用に悩む者が安心して相談できるよう、相談日時工夫や職員に対する研修の実施など、相談窓口の充実を図り、薬物依存症者の回復支援を行います。



数値目標

薬物の乱用を許さない環境づくり

項目	現状	目標（2023年度）	設定の考え方
中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率	79.2% (2016年度)	全国平均以上	2023年度における全国平均実施率以上を達成する

■用語の説明

※1 危険ドラッグ

覚醒剤や大麻の成分などに化学構造を似せて作られた物質などが植物片や溶媒に添加され、多幸感、幻覚等を得ることを目的として「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称し販売されている。乱用により健康被害が発生する危険性がある。

※2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

薬物の濫用から県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成24年12月28日に制定された。危険ドラッグの流通や使用を規制している。

※3 薬物乱用防止指導員

薬物に関する専門的な知識を有し、乱用防止について社会的に指導する立場にある県内約400名のボランティアの方々に、薬物乱用防止指導員として県から依頼している。

